

# 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与等は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まない。

(給料及び報酬の額)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額又は時間額で定めるものとし、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、時間額で定めるものとする。

2 前項に定める給料及び報酬（以下「給料等」という。）の額は、会計年度任用職員の職務の内容と責任に応じ、飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、給与条例及び飛驒市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成16年飛驒市規則第38号。以下「初任給規則」という。）で定める基準によって決定する額を超えない範囲内で、規則で定める基準に従い決定する。

3 会計年度任用職員に適用する給料表は、給与条例第3条に定める給料表を準用するものとし、会計年度任用職員の区分並びに適用する給料表及び給料又は報酬

の上限額とする号給の適用区分については、次の表のとおりとする。

会計年度任用職員の区分	適用する給料表	上限とする号給
業務支援職員（主に資格を要しない業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級12号給
専門業務職員（主に資格を要する業務又は特定の専門業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級40号給
	医療職給料表（一）	1級8号給
	医療職給料表（二）	2級8号給
	医療職給料表（三）	2級18号給
	福祉職給料表	1級18号給

4 前項の規定にかかわらず、給与条例の給料表の改正があった場合における会計年度任用職員に対する改正後の給料表の準用については、当該改正があった日以後最初に到来する4月1日が含まれる年度から適用する。

5 給料等の額を時間額で定める場合は、基礎となる号給の給料月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときはその額を10円に切り上げるものとする。

6 会計年度任用職員の職務並びに職務ごとの給料又は報酬の基礎となる級及び号給は、規則で定める。

（給料の支給）

第4条 給与条例第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第5条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第6条 給与条例第19条第1項及び第3項から第6項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務

時間」という。) を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第7条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第8条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第9条 給与条例第23条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第6条の規定により準用する給与条例第19条、第7条の規定により準用する給与条例第20条及び前条の規定により準用する給与条例第21条の勤務には含まれないものとする。

(給与の端数処理)

第10条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第6条の規定により準用する給与条例第19条、第7条の規定により準用する給与条例第20条及び第8条の規定により準用する給与条例第21条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第11条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第

23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにおいてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにおいて時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の同一会計年度内における任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。第21条第2項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員が飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年飛驒市条例第59号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第2条に規定する特殊勤務手当に該当する業務に従事したときは、当該特殊勤務手当を支給するものとする。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、特殊勤務手当条例の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第13条 第6条の規定により準用する給与条例第19条、第7条の規定により準用する給与条例第20条及び第8条の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の額を月額で定めるものにおいて給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とし、給料の額を時間額で定めるものにおいてはその時間

額とする。

(給与の減額)

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(特殊勤務に係る報酬)

第15条 パートタイム会計年度任用職員が特殊勤務手当条例第2条に規定する特殊勤務手当に該当する業務に従事したときは、同条例の規定により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第16条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10

時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50  
（休日勤務に係る報酬）

第17条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定め

る割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(宿日直に係る報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第23条に規定する宿日直手当に該当する宿日直に従事したときは、同条例の規定により計算して得た額の報酬を支給する。

(報酬の端数処理)

第20条 第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第16条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の110を乗じて得た額)」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第

23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の同一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第22条 時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給するものとし、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額とする。

（給与からの控除）

第24条 給与条例第11条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（通勤に係る費用弁償）

第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通

勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第16条の規定の例によるものとし、その支給は第20条の規定によるものとする。

3 費用弁償の支給の対象となる単位期間における勤務日数が15日に満たない場合は、その勤務日数に応じ、前項の規定による額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市条例第61号）第2条第1項に規定するその他職員の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等)

第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の困難性又は特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等については、給与条例及び初任給規則の規定により決定する常勤の職員の給与等の額を超えない範囲において市長が別に定めることができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法第22条第5項の規定及び飛驒市臨時職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成17年飛驒市訓令第2号。以下「要綱」という。）の規定に基づき雇用されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引続いた当該職としての在職期間については、第11条において準用する給与条例第23条の4第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(給料等の調整)

3 この条例の施行日の前日において、改正法による改正前の法第22条第5項の規

定及び要綱の規定に基づき雇用されていた者で、この条例によって引続き採用され、新たに受けることとなる給料等の額が、同日まで受けていた月額又は時間額に達しないこととなるもののうち市長が特に必要と認める場合には、当分の間、給料等のほか、その差額に相当する額を給料等として支給する。